

公開買付開始公告

各 位

2025年6月23日

東京都港区南青山七丁目8番4号
株式会社NFKホールディングス
代表取締役社長 豊田 悦章

株式会社NFKホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付の目的

公開買付者は、2025年6月6日付「簡易株式交付による株式会社キャストリコ（証券コード：6695）に対する公開買付けの開始予定及び同社との資本業務提携に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）にて公表しておりましたとおり、同日、会社法第816条の4第2項により、一定の数の公開買付者の株式（会社法施行規則第213条の6）を有する株主が反対株主の株式買取請求に係る公告の日から2週間以内に、株式交付に反対する旨を公開買付者に対し通知しなかったことにより、簡易株式交付として株主総会決議が不要となることが確定した場合という前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合、株式会社キャストリコ（以下「対象者」といいます。）を公開買付者の連結子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）として、東京証券取引所TOKYO PRO Market市場に上場している対象者株式を対象とする本公開買付けを開始することを決議しておりました。

その後、公開買付者は、2025年6月21日、株式交付の公告を行った2025年6月6日からその2週間後の同月20日までの間に、一定の数の公開買付者の株式（会社法施行規則第213条の6）を有する株主が株式交付に反対する旨を公開買付者に対し通知しなかったため、本前提条件が充足されたことを確認したことから、公開買付者は、同月21日開催した取締役会において、本公開買付けを2025年6月23日から開始することを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける株式交付比率や買付予定数の上限や下限を含め、公開買付者プレスリリースで公表した買付条件に変更はありません。

公開買付者は、本日現在、対象者株式645,000株（所有割合（注1）：29.26%）を所有しており、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の主要株主である筆頭株主ではありますが、本新株予約権（注2に定義します。）は所有しておりません。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2025年6月13日に公表した「2025年10月期 中間決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者中間決算短信」といいます。）に記載された2025年4月30日現在の発行済株式総数（2,264,000株）から、対象者中間決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（60,000株）を控除した株式数（2,204,000株）（以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

（注2） 対象者から本日現在残存するものと報告を受けた対象者の新株予約権（発行日は2024年9月30日であり、以下「本新株予約権」といいます。）905個の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的である対象者株式の株式数	権利行使期間
第1回新株予約権	905個	90,500株	自 2026年10月1日 至 2034年1月30日

公開買付者は、2025年6月6日付で、(i)対象者の第5位株主である有限会社清水エイジェンシー（所有株式数：100,000株、所有割合：4.54%、以下「清水エイジェンシー」といいます。）及び、(ii)対象者の第10位株主であるモダンパス合同会社（所有株式数：50,000株、所有割合：2.27%、以下「モダンパス」といい、清水エイジェンシー及びモダンパスを総称して「本応募契約締結法人」といいます。）との間で、それぞれ公開買付応募契約を締結し、本応募契約締結法人は、その所有する対象者株式の全て（合計150,000株、所有割合：6.81%）につき本公開買付けに応募することを合意しております（以下、清水エイジェンシーとの間の公開買付応募契約及びモダンパスとの間の公開買付応募契約を総称して「本応募契約（法人株主）」といいます。）。また、公開買付者は、同日付で、(iii)対象者の第2位株主である吉田隆治氏（所有株式数：287,000株、所有割合：13.02%、以下「吉田氏」といいます。）及び、(iv)対象者の第10位株主である田邊勝己氏（所有株式数：50,000株、所有割合：2.27%、以下「田邊氏」といい、吉田氏、田邊氏及び本応募契約締結法人を総称して「応募合意株主」といいます。）との間で、それぞれ公開買付応募契約を締結し、吉田氏はその所有する対象者株式のうち100,000株（所有割合：4.54%）、田邊氏はその所有する対象者株式の全て（所有株式数：50,000株、所有割合：2.27%、）につき本公開買付けに応募することを合意しております（以下、吉田氏との間の公開買付応募契約及び田邊氏との間の公開買付応募契約を総称して「本応募契約（個人株主）」といいます。）。応募合意株主から応募予定の株式の合計数は300,000株、所有割合は13.61%です。本応募契約（法人株主）及び本応募契約（個人株主）の概要については、公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約（法人株主）の概要」及び「② 本応募契約（個人株主）の概要」をご参照ください。

対象者の株主は、対象者の創業時等古くから対象者に関係し、現在も対象者を応援している株主も多く、当該株主は引き続き対象者を対象者の株主として応援したい旨の要望も大きいと考えられ、完全子会社化ではなく連結子会社化をすることが当該株主の要望に応える観点から望ましいと考えられること、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであること、及び公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けは、公開買付者が対象者を連結子会社とするため一般的に必要とされる最低限の水準として、本公開買付け成立後の公開買付者の所有割合が過半数（50.01%）となるよう、買付予定数の下限については、457,200株（所有割合：20.74%）と設定しました。また、買付予定数の上限については、本新株予約権の全てが権利行使された後も公開買付者の所有割合がその過半数を超える50.01%となるように、本基準株式数に本新株予約権の目的である対象者株式の株式数（90,500株）を加算した株式数（2,294,500株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対して、過半数を超えるように502,500株（所有割合：21.90%）としております（潜在株式勘案後株式総数に対する所有割合が50.01%となります。）。

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限457,200株（所有割合：20.74%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限502,500株（所有割合：21.90%）を超える場合は、そのを超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社キャストリコ

(2) 買付け等をする株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2025年6月23日（月曜日）から2025年8月4日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

- ③ 期間延長の確認連絡先
該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

対象者普通株式1株につき、公開買付者普通株式9.34株を割当て交付（株式交付比率：9.34）

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	502,500（株）	457,200（株）	502,500（株）
合計	502,500（株）	457,200（株）	502,500（株）

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（457,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（457,200株）以上の場合で、買付予定数の上限（502,500株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（502,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満株式を除きます。）も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間末日までに発行者において発行済の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店（以下、公開買付代理人において既に口座をお持ちの場合はお取扱い部店といたします）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の15時までに応募してください。

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

- ④ 応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際にはマイナンバー（個人番号）、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）（注2）

- ⑤ 外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。
- ⑥ 日本の居住者の個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）
- ⑦ 応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。
- ⑧ 対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注4）

（注1） 本人確認書類等について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、マイナンバー（個人番号）及び本人確認書類等が必要になります（法人の場合は、法人本人の法人番号及び本人確認書類に加え、「現に取引にあたる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。また、既に口座を所有している場合であっても、2016年1月以降、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）を変更する場合等、マイナンバー（個人番号）若しくは法人番号及び本人確認書類が必要な場合がありますので、詳細につきましては公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

パターン	番号確認方法 下記いずれか1つの個人番号記載書類	本人確認方法 ※番号確認は住民票または住民票記載事項証明書 本人確認書類はその他1種類
1	個人番号カード (裏面コピー)	個人番号カード (表面コピー)
2	住民票の写し (マイナンバー記載あり) ※コピー不可	以下の書類いずれか1点(コピー) 運転免許証(両面コピー) 運転経歴証明書(両面コピー) 各種国民健康保険証(コピー) 各種健康保険証(表面住所印字なしのものは裏面、住所自署もコピー) 印鑑登録証明書(原本) 在留カード(両面カード) 特別永住者証明書(両面コピー) 介護保険証(コピー)
	住民票記載事項証明書 (マイナンバー記載あり) ※コピー不可	

<法人>

パターン	法人番号を確認するための書類	本人確認書類
1	法人番号指定通知書(コピー) ※発行から6カ月以内のもの	
2	法人番号指定通知書(コピー) ※発行から6カ月超のもの	登記事項証明書 ※発行から6カ月以内のもの
3	法人番号確認書類 ※6カ月以内に作成されたもの	登記事項証明書 ※発行から6カ月以内のもの

<法人の取引担当者個人の本人確認書類>

以下書類のうち、いずれか2点

- ・個人番号カード（表面コピー）
- ・特別永住者証明書（コピー）
- ・印鑑登録証明書（原本）
- ・運転免許証（コピー）
- ・在留カード（コピー）
- ・住民票の写し（原本）
- ・各種保険の被保険者証（コピー）
- ・住民票記載事項証明書（原本）

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所又は所在地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されません。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

(8) 決済の開始日

2025年8月20日（水曜日）

(9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、公開買付者の普通株式にて行います。買付けられた株券等に係る売却対価としての公開買付者の普通株式は、決済の開始日以後、株式交付計画において定められた効力発生日である2025年8月20日をもって、公開買付者が応募株主等に発行します。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（注）（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（457,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（457,200株）以上の場合で、買付予定数の上限（502,500株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（502,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元（100株）未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を上回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元（100株）未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数）減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

フリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、それぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社N F Kホールディングス

（東京都港区南青山7丁目8番4号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上